

【概要】

設置目的 保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

指導目標 児童に健全な遊びと社会生活に必要な生活習慣を身につけさせることを指導目標としています。

入所要件 1. 市内在住の小学校1年生～3年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童。
 なお、保護者の勤務等に関する基準表は裏面のとおりです。

2. 心身に障害を有する児童は、次のア、イも必要です。

ア ある程度集団に馴染むことが可能であると認められること（入所基準の定めがあります）

イ 一人で通所ができるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できること。

* 2に該当する児童は以下の流れで入所が決定されます。

(1) 入所の可否および入所施設は、申請を受付てから関係機関への事前調査と協議会を経て決定されます。場合によっては、体験入所後に決定されます。

(2) 保育内容は、集団の中で成長を見守る保育が基本となっています。なお、中学生については、学童卒所後に向けて自立を促す保育になっています。

(3) 小学生のみ14施設の中から第1～第3希望を選び、ご記入ください。

（申請状況により、第1～第3希望以外の施設への入所場合があります。）

(4) 定員は以下のとおりです。

小学校1年生 ～3年生	各施設1名	・ただし、市長が特に学童保育所の事業に支障が生じないと認めた場合、1学童保育所につき1名を限度として定員を超えた入所ができる
小学校4年生 ～6年生	各施設1名	・ただし、市長が特に学童保育所の事業に支障が生じないと認めた場合、1学童保育所につき1名を限度として定員を超えた入所ができる
中学生	泉町学童保育所に 4名	・定員を超えた申請が提出された場合は、基準表に基づき決定いたします。

入所施設 原則として、お子さんの通学区域内にある学童保育所。

保育時間 下校時から午後6時。ただし、休校日は午前8時30分から午後6時。

第二光町学童保育所、第一・第二新町学童保育所は、下校時から午後7時。ただし、休校日は午前8時から午後7時。

休所日 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、その他特に市長が休所を認めた日。

【申請要領】

このしおりに折り込まれている書類に必要事項を記入の上、関係書類を添付し、保護者が直接提出してください。

なお、受付時に家庭の状況や添付書類の確認をしますので、郵送や代理人の提出はご遠慮ください。

記入漏れや関係書類の不備があった場合は受理できませんので、ご注意ください。

1 受付期間と窓口

受付期間	受付時間	受付場所
平成22年12月1日（水）～7日（火） 土・日も申請できます。	午前8時30分～午後12時 午後1時～午後5時	市役所プレハブ会議室第一

4月1日からの保育希望の場合は、必ず受付期間内に申請してください。

印鑑をご持参ください。訂正していただく場合と減免申請の際に使用します。

年度途中の申請

申請から保育開始までには2週間程度かかりますので、保育を希望する前月の15日頃までに申請してください。

<p>【学童保育所で申請する場合】 平日の午前中、入所を希望する学童保育所での受付となります（会議・事務連絡・おやつ購入等で施設を留守にすることがありますので、必ず事前に連絡をしてください）。なお、<u>午後は保育中のため受付できません</u>。</p> <p>【市役所（子育て支援課）で申請する場合】 平日の午前8時30分～午後12時、 午後1時～午後5時の受付となります。</p>	<p>【申請から入所までの流れ】</p> <p>入所申請受理（受付場所と時間は左をご覧ください）</p> <p>入所承認</p> <p>入所説明会（入所予定施設にて）</p> <p>保育開始（入所日は1日が基準日となります）</p>	<p>2週間程度</p>
---	---	--------------

学童保育所入所基準表

国分寺市子ども福祉部子育て支援課

分類	保護者の勤務等の状況	提出書類
居宅外労働 (自営も含む)	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 4年生～6年生[障害児]...月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 上記勤務時間は通勤時間を含む	勤務証明書 通勤経路通勤時間申出書
居宅内労働	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 4年生～6年生[障害児]...月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務	勤務証明書
三季休業保育	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時未満の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時未満の勤務 上記勤務時間は通勤時間を含む	勤務証明書 通勤経路通勤時間申出書
求職中	上記居宅外労働と同等の時間・日数の求職活動 学童保育所登録日から30日間で、2回までの更新(最大90日)が可能とする	申立書等
出産	出産予定日を含めた産前産後16週間以内	母子手帳の写し
疾病	医師が必要と認める期間(概ね1ヶ月以上)	診断書
心身障害者	身体障害者手帳 1級～4級 愛の手帳 1度～4度	手帳の写し
看護介護	・病院等週3日以上付き添いを必要とする場合 ・心身障害児の週3日以上通学・通所訓練付き添いを必要とする場合 ・自宅療養で常時介護を必要とする場合	診断書または通学(通所)を証明する書類
在学	就労技能習得のために在学する場合(居宅外労働に準ずる)	在学を証明する書類等
特例	天災等特別な事情により保育が必要な場合	必要な書類

2 保護者負担

学童クラブ費徴収基準額表

*学童クラブ費は、次の基準表によって納めていただきます

税額等による階層区分	費用徴収基準月額	
	第1子	第2子以降
生活保護法(昭和25年度法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
前年度の市町村民税非課税世帯	0円	0円
前年度の市町村民税の課税標準額(世帯員のそれぞれの課税標準額(前年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有しなかった世帯員においては、別に定める基準により算定した市町村民税の課税標準額に準じた額)を合算した額とする。以下同じ。)が1,500,000円未満である者	2,500円	2,000円
前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である者	3,500円	2,500円
前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である者	5,500円	3,500円
前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円以上である者	7,500円	4,500円

- * 同一世帯において学童が1人であるときは、第1子とし、学童が2人以上であるときは、年齢の順により第1子、第2子(第3子以降も含む。)とする。学童クラブ費には、おやつ代を含むものとします。
- * 口座振替の申し込みは、できるだけ2月中にお願いします(4月分の引き落としに間に合うため)。納め忘れのない便利な方法ですので、口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。
- * 現在、国分寺市でも税金や負担金の未納が大きな問題となっています。期限までに納入いただけない場合は、やむを得ず裁判所に支払督促の申し立ての手続きを行う用意のあることを申し添えます。
- * クラブ費口座振替依頼書は直接金融機関にて手続きしてください。

3 提出書類

(1) 学童保育所入所申請書

世帯単位を住民基本台帳で確認します。

(2) 両親および保護者の勤務証明書または診断書

勤務証明書または診断書を提出できない方は、監護できない理由を証明するもの、または申立書を提出してください。申立書の様式はありません。申立書（見本）を参照してください。

(3) 両親および保護者の通勤経路・通勤時間申出書

(4) 住民票上の世帯員全員分の課税状況を証明する書類を各1通

(H21.1.1～H21.12.31までの収入にかかる **H22年度**の課税証明、または非課税証明)

課税の方 (課税標準額が記載されているもの)

「平成22年度市民税・都民税課税証明書」か「平成22年度市民税・都民税納税通知書3,4枚目の市・都民税税額決定・変更通知書のコピー」,「平成22年度市民税・都民税公的年金特別徴収税額決定通知書」 発行は平成22年1月1日に住所のあった区市町村の課税担当課

または「平成22年度市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」 配布は事業所

非課税(被扶養者も非課税証明が必要)の方

「平成22年度市民税・都民税非課税証明書」 発行は平成22年1月1日に住所のあった区市町村の課税担当課
申請時は必ず原本をご持参ください。コピーのみ持参で原本が確認できない場合は受付できません。
課税担当課で証明書を受け取る場合、印鑑、本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)、代理人の場合は委任状が必要になります。

国分寺市民カード兼印鑑登録カード(暗証番号が登録されているもの)をお持ちの方は、土・日・祝日も自動交付機をご利用できますが、制約がありますので事前にご確認ください(市民課窓口係)。

また、課税課に電話予約し、土・日・祝日に警備員室で受け取ることも可能です(課税課庶務係)。

源泉徴収票では課税標準額の算出ができず、学童クラブ費を決定できないため受付できません。

生活保護世帯の方

「受給者証明書」 発行は生活福祉課

(5) 減免申請書

1日付1ヶ月単位の休所、市長が認める特別な理由がある場合は、学童クラブ費が免除になります。申請用紙は受付場所にありますので、その場で申請してください(印鑑が必要です)。

兄弟で2人以上の入所の場合、(1)の申請書はそれぞれ必要です。

(2)・(3)・(4)・(5)の書類は、各1部提出で可能です。

4 記入上の注意

ア 必ず黒インクまたは黒のボールペンを使用してください。

イ 同居の家族は、すべての同居者名を記入してください。

ウ 児童名・保護者名にはふりがなをつけてください。

エ 春・夏・冬休み期間のみの保育(三季休業保育)を希望される方は、保育開始希望年月日の欄にある「三季休業保育希望」に をして下さい。その他の方は をする必要がありませんのでそのままにしておいてください。

オ 地図は、学童保育所から自宅までの道順をわかりやすく書いてください。

カ 書き間違いについては修正液での訂正はしないで、=(二重線)で訂正して押印してください。

キ 不備があると受理できませんので、裏面の添付書類確認用チェック表にて確認してください。また、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

《添付書類確認用チェック表》

書類名		父	母	その他
勤務	証明書			
	通勤経路			
在学	証明書			
	通学経路			
診断書				
申立書				
課税(非課税)証明書				
減免申請書				

監護できない理由を証明するもの
(記入漏れのないよう、内容もご確認ください)

← 世帯全員分(被扶養者も非課税証明書が必要です)
← 減免の対象となる家庭のみ

5 その他

- (1) 受付期間に申請した方の入所の可否については、3月上旬に郵送します。
- (2) 入所説明会については、入所承認通知とともにお知らせします。
- (3) 入所申請内容に偽りがあったときは、入所資格を取り消す場合があります。
- (4) 申請内容に変更が生じた場合または、取り下げる場合は至急ご連絡ください。取り下げる場合については、「学童保育所入所申請取り下げ届」の提出が必要となります。
- (5) 入所申請有効期間は、平成23年4月1日～平成24年3月31日です。
- (6) 夏、冬、春休み期間のみの三季休業保育の入所も受け付けています。(三季休業前後の給食のない時期の保育を希望される方は、クラブ費をいただくことがありますのでご相談ください。)
- (7) 育児休業期間中の保育は出来ません。
- (8) 求職中申請の方は、勤務先が決まりしだい早急に勤務証明書の提出をお願いします。
- (9) 東元町学童保育所は、平成23年度に建替え工事を行います。工事期間中の保育については、第一小学校の空き教室を利用して行います。
- (10) 第二光町学童保育所については定員を大幅に超えた場合(71名以上)、入所の制限をすることがあります。この場合も第一光町学童保育所をはじめ、他の学童保育所へ入所することができます。

学童保育所の所在地

平成22年11月1日現在

学童保育所名	通学区域	所在地	電話	定員
東元町学童保育所	第一小学校	東元町2-1-10 (一小内)	042-323-6651	43
第一光町学童保育所	第二小学校	光町3-13-19 (ひかり児童館内)	042-576-2581	60
第二光町学童保育所	第二小学校	光町3-1-1 (二小内)	042-575-2426	55
第一東恋ヶ窪学童保育所	第三小学校	東恋ヶ窪2-13 (三小内)	042-323-3822	46
第二東恋ヶ窪学童保育所	第三小学校	東恋ヶ窪2-13 (三小内)	042-323-3822	42
第一泉町学童保育所	第四小学校	泉町3-29-14 (いずみ児童館内)	042-322-8849	71
第二泉町学童保育所	第四小学校	泉町3-29-14 (いずみ児童館内)	042-322-8849	30
日吉町学童保育所	第五小学校	日吉町1-30-1 (五小内)	042-324-8100	56
第一新町学童保育所	第六小学校	新町1-7-2 (しんまち児童館内)	042-324-7489	61
第二新町学童保育所	第六小学校	新町1-7-2 (しんまち児童館内)	042-324-7489	56
本多学童保育所	第七小学校	本多1-7-1 (本多児童館内)	042-322-1140	40
西町学童保育所	第八小学校	西町5-18-5 (八小内)	042-575-6662	45
西恋ヶ窪学童保育所	第九小学校	西恋ヶ窪4-12-6 (九小内)	042-324-7497	42
戸倉学童保育所	第十小学校	戸倉3-5 (十小内)	042-324-9700	53

お問い合わせは、各学童保育所 または 子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育係
〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1
042-325-0111(内線465)